

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和4年6月3日

銀座一丁目法律事務所

弁護士 入江 義治 殿

国土交通省大臣官房参事官（物流産業）

令和3年12月20日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、A社は建物施設Qについて倉庫業法第3条の倉庫業の登録が必要である。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

他人の需要に応じ、有償で、寄託を受けた物品の倉庫における保管する事業を営もうとする者は、倉庫業法の登録が必要となる。当該事業に該当するかどうかは、個別の事業形態を踏まえて、判断することとなる。

本事案において、B社の取り扱う本件商品が建物施設Qに入荷されてからC社工場またはD社へ運搬されるまでの保管期間が、入荷と同日中だけでなく長期間（数カ月、半年、1年など）に及ぶ場合も想定されていることから、B社が建物施設Qにおいて本件商品の出荷時期の調整をしているものと考えられ、倉庫業法第2条第2項の「保護預りその他の営業に付随して行われる保管又は携帯品の一時預りその他の比較的短期間に限り行われる保管」と解することは困難であることから、建物施設Qについて同法第3条に基づく登録が必要となる。